

令和8年度 御前崎港コンテナ輸送実験利用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、主に県外港を利用するコンテナ貨物を扱う荷主に対し、御前崎港振興会が御前崎港を発着するコンテナ船の利用に要する経費の一部を助成することにより、御前崎港における新たな利用者の発掘と取扱貨物の増量を図り、御前崎港の利用促進に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、主に県外港を利用するコンテナ貨物を国内諸港湾から御前崎港に転換させ、御前崎港の国際定期コンテナ航路を利用し、国外諸港湾との間で輸出又は輸入するコンテナ貨物を取り扱う荷主とする。

2 前項に定める荷主とは、荷物の所有者若しくは荷物の発送人をいう。

(助成金の交付)

第3条 助成金は、御前崎港にて利用するコンテナ船の利用実績に応じ、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(助成期間)

第4条 助成期間は、令和8年4月1日から始まり令和9年3月31日に終わるものとする。

(助成対象年度)

第5条 助成対象年度は、主に県外港を利用するコンテナ貨物を国内諸港湾から御前崎港に初めて転換させた年度とする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額等は、別表のとおりとする。

(助成企業指定の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ御前崎港コンテナ輸送実験利用助成企業指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、御前崎港振興会長(以下「会長」という。)に提出し、助成企業の指定を受けなければならない。

- (1) 登記事項証明書(個人事業者の場合は、現に事業活動を行っている事を証明できるもの)
- (2) その他会長が必要と認める書類

(助成企業の指定)

第8条 会長は、助成企業の指定の申請があった時は、前条の規定により提出された書類等をもとに審査を行い、指定の可否を決定するものとする。

2 会長は、前項の規定により助成企業の指定をした時は、御前崎港コンテナ輸送実験利用助成企業指定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(事業の計画変更又は中止の承認申請)

第9条 助成企業の指定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、事業計画変更(中止)承認申請書(様式第3号)を会長に提出するものとする。

- (1) 御前崎港を発着するコンテナ船において取扱コンテナ本数が、事業計画における助成金請求額を超えて上回ることが、年度途中において確実になった場合。

- (2) 御前崎港を発着するコンテナ船において取扱コンテナ本数が、事業計画での取扱予定コンテナ本数より下回る若しくは事業計画を中止となることが、年度途中において確実となった場合。

(交付請求)

第 10 条 助成金の交付を受けようとするときは、令和 8 年 3 月 31 日までに、海貨業者を通じて御前崎港コンテナ輸送実験利用助成金交付申請書（様式第 4 号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出するものとする。

- (1) 御前崎港を発着するコンテナ船の交付申請分における利用実績が確認できる書類。
- (2) 御前崎港コンテナ輸送実験利用助成金請求書
- (3) その他会長が必要と認める書類

(交付決定)

第 11 条 会長は、申請書を受理した日から 14 日以内に内容を審査し、助成金交付の可否を決定する。

2 会長は、交付を決定したときは、御前崎港コンテナ輸送実験利用助成金交付決定通知書（様式第 5 号）により、申請者に通知するとともに助成金を交付し、不交付の場合は、御前崎港コンテナ輸送実験利用助成金不交付決定通知書（様式第 6 号）により、申請者に通知する。

(助成金の併用申請)

第 12 条 助成金の交付を受けようとする者は、他の御前崎港振興会が実施する他の助成制度との併用申請はできないものとする。

(助成金の返還)

第 13 条 会長は、虚偽の申請又は不正な手段により助成金を受領した者には、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、当事業の運用について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年度通常総会にて議決後施行し、改正後の御前崎港コンテナ輸送実験利用助成事業実施要綱の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 6 条関係）

補助率	補助対象経費	交付の限度額
補助対象経費の 1/2 以内 (千円未満切捨て)	①国内陸上輸送費 ②国内荷役料 ③梱包料 ④輸出入諸経費	100 万円/助成期間 (1 荷主)